

第1章 保健医療計画の基本的事項

第1節 保健医療計画策定の趣旨

医療計画制度は、昭和60年の医療法改正により導入され、本県では、地域医療が衛生や予防など保健の領域にも深く関わることから、昭和63年に高知県地域保健医療計画を策定し、それ以降「保健医療計画」としてきました。

この間、生活習慣病の急増など疾病構造の変化、医療技術の進歩や県民の医療に対する意識の変化など、医療を取り巻く環境は大きく変わっており、中でも高齢化の進展については、令和7（2025）年にいわゆる「団塊の世代」が75歳以上となり、人口の3割以上が65歳以上となることが見込まれています。高齢化が全国に先行し進んでいる本県においては、令和17（2035）年に医療・介護のニーズがピークを迎えますが、その後は人口減少等により徐々に減少すると見込まれています。

こうした背景の下、それぞれの地域において、医療提供体制を維持、充実させるため、引き続き、医師や看護師などの医療従事者の確保や、在宅医療の推進に向けた多職種間の連携強化などに取り組むとともに、その後の中長期的な医療ニーズに沿った、効率的で持続可能なバランスの取れた、その地域における医療・介護サービスの提供体制を構築することが必要となります。

第8期となる高知県保健医療計画では、前計画での5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）、5事業（救急医療、周産期医療、小児医療、へき地医療、災害時における医療）及び在宅医療、地域医療構想等の項目に、新たに「新興感染症発生・まん延時における医療」を加え「5疾病 6事業及び在宅医療」とし、さらに医療計画の一部として策定した「高知県外来医療計画（令和2年4月）」、「高知県医師確保計画（令和2年4月）」を追加し、医療と介護の整合性を確保しつつ、各項目の現状と課題、そして今後の対策と具体的な施策や目標を明確に示すこととしました。

今後は、この計画に基づいて、行政と医療及び介護関係者が保健・医療・介護の充実を図ることで地域包括ケアシステムの構築に一体的に取り組み、その結果を検証し、また新たな課題にも対応するなど政策循環につなげることで、「日本一の健康長寿県構想」の目標である、「県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県」を目指します。

【医療計画制度に関する医療法等改正の主な経緯】

昭和 60 年 第 1 次改正

医療資源の地域偏在の是正と医療施設の連携の推進を目指すため医療計画制度を導入
二次医療圏ごとに必要病床数を設定

平成 9 年 第 3 次改正

医療機関の役割分担の明確化及び連携の推進のため医療計画制度の充実を図る。また、二
次医療圏ごとに医療関係施設間の機能分担、業務連携等を記載

平成 12 年 第 4 次改正

基準病床数へ名称を変更。療養病床及び一般病床を創設

平成 18 年 第 5 次改正

4 疾病 5 事業の具体的な医療連携体制を位置付け

平成 24 年 一部改正

医療計画に医療連携体制を位置付ける疾病等に新たに精神疾患と在宅医療を追加し、「5
疾病 5 事業及び在宅医療」とする

平成 26 年 第 6 次改正

病床機能報告制度と地域医療構想の策定、認定医療法人制度の創設

平成 27 年 第 7 次改正

地域医療連携推進法人制度の創設、医療法人の経営の透明性の確保及びガバナンスの強化

令和 3 年 第 9 次改正

医師の働き方改革、外来機能報告の創設。また、医療計画に医療連携体制を位置付ける疾
病等に新たに新興感染症発生・まん延時における医療を追加し、「5 疾病 6 事業及び在宅医
療」とする

第 2 節 計画の基本理念

県民、医療機関、関係団体、行政などが共通の認識のもとに、『県民誰もが安心して医
療を受けられる環境づくり』を目指します。

○県の医療政策の基本指針となる計画

○県民や医療機関、関係団体の活動の指針となる計画

第 3 節 計画の期間

6 年間（令和 6 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで）

第 7 期計画より、医療と介護の施策を一体的に進めていく必要があることから、計画期
間が 3 年である介護保険事業（支援）計画と見直し時期を一致させるため、計画期間が 5 年
間から 6 年間へ変更になりました。

第 4 節 関連する他の計画

本計画に関連する保健と医療、福祉の分野では、法や条例などに基づきそれぞれ図表 1-
1-1 に示す計画や構想があります。これらの計画などの実行においては、日本一の健康長寿
県構想などにより、本計画との整合をとって取組を進めます。

(図表 1-1-1) 保健医療計画に関する主な計画

